

2011年2月7日

エコマーク表示方法の追加について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 表示方法の追加の趣旨

エコマークの表示は、エコマーク認定商品であることの証である「マーク」と、認定の主たる理由を簡潔に示す「環境情報表示」（＝製品の環境性能）、トレーサビリティに係る「認定番号」および「使用契約者名」で構成するようルール化していますが、エコマークを取得している商品のなかには商品本体や包装にエコマークが表示されず、“環境配慮商品であることを一見して消費者に伝える”という「マーク」本来の情報提供の役割が充分果たせていないケースがあります。

このマーク表示を行わない理由が、表示規定上の制約にも原因があるとすれば、これを改善してマーク表示の使い勝手を向上させることで、少なくとも消費者への一次的な情報提供である「マーク」表示を確保すべきです。

そこで、エコマーク事務局では2010年6月から検討を行うとともに、マーク表示の現状やマーク表示方法に対する要望について、2010年7月に認定を取得した企業に対しアンケートを行い、企画戦略委員会（2010年8月・2011年1月）および運営委員会（2010年10月）等での議論を経て、2011年3月より新たなエコマーク表示方法を追加することにいたしました。なお、今回の表示方法の追加は、既にエコマーク表示を行っている使用契約者に改版等の影響を与えないよう配慮し、「エコマーク使用の手引」等の改定を行います。

（アンケート結果 URL：http://www.ecomark.jp/pdf/25-3-2_enquete.pdf）

2. 表示方法の追加に伴う改定箇所

1) 規定類の改定について

現行のマーク表示方法の規定である「エコマーク使用の手引」および「エコマークの下段の表示（環境情報表示）について」を再編し、新「エコマーク使用の手引」に統合します。（2011年3月1日改定予定、URL：<http://www.ecomark.jp/pdf/siyoutebiki201103.pdf>）

<主な改定内容>

- ・表示スペースが小さい媒体などでのマーク表示を容易にする、視認性を向上させる等の目的で、現行の表示方法に加え、マークと認定情報による表示方法を選択肢として追加。また、一定条件を満たす場合に、マーク単体での表示を認める特例等を整備。

2) 商品類型毎の認定基準書の改定について

全商品類型で共通項目としている認定基準書の「5. 商品区分、表示など」項の軽微な改定を行います。（2011年3月1日改定予定）

<主な改定箇所>

- ・新「エコマーク使用の手引」に定める新たな表示方法も選択可能であることを明記。（全商品類型対象）

- ・現行のマーク下段の「環境情報表示」および新たに選択肢として追加する「認定情報」において、再生材料使用比率等の数値を記載することを規定している商品類型については、認定基準が要求する基準値を数値として表示することも選択可能であることを明記。（一部の商品類型を除く）

3. 今後のスケジュール等

2011年3月1日に改定施行（予定）とし、順次、認定基準書、てびき、Q&A、ウェブサイト等の改変を進めます。また、現行のマーク清刷りも電子データとしてダウンロードできるよう整備します。

現行のマーク表示（Aタイプという）を行っているエコマーク商品についても、今回追加された新たな表示（Bタイプという）を行うことができます。ただし、その場合は、「エコマーク商品変更申込書(様式B)」をご提出のうえ、事前にエコマーク事務局の確認を受けて下さい。

4. エコマーク事務局からのお願い

1) エコマーク商品ご担当者様へ

今回の改定により、エコマークがより表示し易くなりました。これを機会に是非、商品・パッケージ・カタログ等にエコマークを積極的に表示いただくようご検討をお願いします。

2) 消費者の皆さまへ

エコマークの表示された商品には、「使用契約者名」または「エコマーク認定番号」が記載されています。エコマークのウェブサイトから、「使用契約者名」または「エコマーク認定番号」で検索し、商品情報を確認することができます。是非ご利用下さい。

URL: <http://www.ecomark.jp>

以上

参考 認定基準書の改定についての補足

(商品類型 No. 112「文具・事務用品 Version1.12」認定基準書から関係部分を抜粋 赤字部分を追記)

5. 商品区分、表示など

(1) (略)

(2) (略)

(3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、左揃えの矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合せて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第7条」に従い、使用すること。

A. 紙を主材料とする製品

「古紙パルプ配合率〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」と記載すること。なお〇〇%には、製品全体に占める古紙パルプの重量割合を記載するものとする(小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める古紙パルプの重量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること)。白色度が適用されるノート類にあっては、1段目に「古紙パルプ配合率〇〇%」を記載し、さらに2段目に「白色度〇〇%」もしくは「白色度〇〇%以下」と記載すること。

なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

以下に一例を示す。

(中略)



〇〇〇〇株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)



〇〇〇〇株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)



〇〇〇〇株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)



〇〇〇〇株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)

以下、略